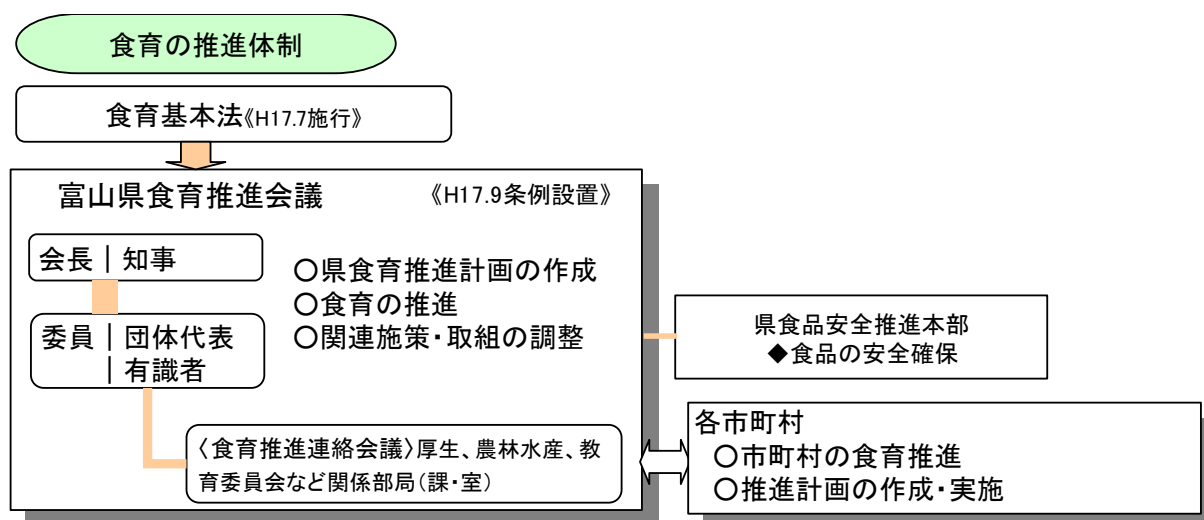


4 計画の推進方法

4-1 推進体制

- ・県においては、食育の推進にあたり、食育に係る関係機関・団体の連携を図るとともに、栄養学等の各種の専門的知見を取組みに反映させるため、富山県食育推進会議を平成17年10月に設置しています。
- ・同推進会議においては、条例により、「県の食育推進計画を作成し、及びその実施を推進すること」、「食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること」とされていることから、同推進会議が中心となって、計画に基づいて食育を推進するとともに、計画の進行管理を行います。
- ・また、県は、市町村及び同教育委員会、農林水産及び食品関係団体、その他経済団体、消費者団体、医療・保健機関などの多様な関係機関との連携体制を強化しながら、計画の周知を図りつつ、同計画に基づく取組みを推進します。



4-2 計画の進行管理・評価

- ・計画の進捗状況の評価は、食育の目標の達成状況を客観的に把握・評価するために設けた前記2-3の「数値指標」を用いて行います。
- ・具体的には、富山県食育推進会議を定期的で開催し、最新の数値に基づいて、これまでの数値指標の推移や目標年度（平成22年度）との関係を踏まえて、目標の達成状況の評価を行います。
- ・また、目標の達成のために必要があると認められる場合には、富山県食育推進会議における検討を経て、取組内容の充実を図ります。